

市長において専決処分することができる事項の指定について

平成 17 年 3 月 16 日

議決

改正 平成 25 年 6 月 24 日 議決

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができる事項を次のとおり定める。

- 1 法律上市の義務に属する交通事故による損害賠償のうち、その額が 1 件 500 万円以下のものの額を定めること及びこれに伴う和解に関すること。
- 2 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修（豪雪時の除雪経費を含む。）及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- 3 会計年度末における法令の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと。
- 4 会計年度末における地方交付税等の一般財源並びに市債の限度額及び国県支出金等の特定財源の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
- 5 解散、欠員等の理由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。